

令和5年第6回南関町議会定例会（第3号）

令和5年12月8日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第58号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度南関町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第2 議案第59号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(令和5年度南関町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第3 議案第60号 南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第61号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第5 議案第62号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第63号 南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第7 議案第64号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第65号 南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第9 議案第66号 南関町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第67号 南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第68号 南関町簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定
について
- 日程第12 議案第69号 令和5年度南関町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第13 議案第70号 令和5年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第14 議案第71号 令和5年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第72号 令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第16 議案第73号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 委員会提出議案第4号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 委員会報告について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

- 陳情第4号(令和5年11月20日受理)日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書
- 追加日程第1 閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第4号(令和5年11月20日受理)日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書
- 追加日程第2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」
- 追加日程第3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」
- 追加日程第4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 福山美佳君 | 2番 伊藤博長君 |
| 3番 矢野修一君 | 4番 西田恵介君 |
| 5番 北原浩一郎君 | 6番 中村正雄君 |
| 7番 杉村博明君 | 8番 井下忠俊君 |
| 9番 境田敏高君 | 10番 山口純子君 |
| 11番 立山比呂志君 | 12番 立山秀喜君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名(11名)

- | | |
|---------------|-------------|
| 町長 佐藤安彦君 | 教育長 谷口慶志郎君 |
| 総務課長 坂田浩之君 | 税務住民課長 武田博君 |
| まちづくり課長 竹崎俊一君 | 福祉課長 田代由紀君 |
| 健康推進課長 寺本由紀子君 | 経済課長 田口明君 |
| 建設課長 嶋永健一君 | 教育課長 城野和則君 |
| 会計管理者 田中龍城君 | |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名(2名)

- | | |
|--------------|----------|
| 議会事務局長 福山光明君 | 書記 山下飛鳥君 |
|--------------|----------|

開議 午前 10 時 00 分

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。おはようございます。着席。

これから本日の会議を開きます。

議事日程等は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第 58 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和 5 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号））

○議長（立山秀喜君） 日程第 1、議案第 58 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 58 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、承認することに決定しました。

日程第 2 議案第 59 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

（令和 5 年度南関町一般会計補正予算（第 7 号））

○議長（立山秀喜君） 日程第 2、議案第 59 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 59 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 59 号、専決処分の報告及び承認を求めることについては、

承認することに決定しました。

-----○-----
**日程第3 議案第60号 南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について**

○議長（立山秀喜君） 日程第3、議案第60号、南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、南関町行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----
**日程第4 議案第61号 南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（立山秀喜君） 日程第4、議案第61号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、南関町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----
**日程第5 議案第62号 南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第62号、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第63号 南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第6、議案第63号、南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第64号 南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第7、議案第64号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号、南関町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 8 議案第 65 号 南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 8、議案第 65 号、南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 65 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 65 号、南関町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 9 議案第 66 号 南関町飲料水供給除供給施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 9、議案第 66 号、南関町飲料水供給除供給施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案の提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号、南関町飲料水供給除供給施設条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 10 議案第 67 号 南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 10、議案第 67 号、南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案の提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 67 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 67 号、南関町浄化槽整備推進事業特別会計条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 11 議案第 68 号 南関町簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 11、議案第 68 号、南関町簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 68 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 68 号、南関町簡易水道事業特別会計に関する条例を廃止する条

例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 12 議案第 69 号 令和 5 年度南関町一般会計補正予算（第 8 号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第 12、議案第 69 号、令和 5 年度南関町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 69 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 69 号、令和 5 年度南関町一般会計補正予算（第 8 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 13 議案第 70 号 令和 5 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第 13、議案第 70 号、令和 5 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 70 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 70 号、令和 5 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 71 号 令和 5 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第 14、議案第 71 号 令和 5 年度南関町簡易水道事業特別会計補正

予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 令和5年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第72号 令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第15、議案第72号、令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、令和5年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第73号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 日程第16、議案第73号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案の提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから議案第 73 号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第 73 号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 17 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 日程第 17、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案の提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 1 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 18 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 日程第 18、諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案の提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから諮問第 2 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

**日程第19 委員会提出議案第4号 南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（立山秀喜君） 日程第19、委員会提出議案第4号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、委員会提出議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第4号、南関町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議員派遣の件について

○議長（立山秀喜君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思えます。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長にご一任いただきたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

-----○-----

**日程第21 委員会報告について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第4号（令和5年11月20日受理）日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書**

○議長（立山秀喜君） 日程第21、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第4号、令和5年11月20日受理「日本政府に

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書」については、委員長より審査結果報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、杉村博明君。

○7番議員（杉村博明君） 令和5年12月8日、南関町議会議長、立山秀喜様。南関町総務産業常任委員会委員長、杉村博明。陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号。付託年月日、令和5年11月24日。件名、日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書。審査の結果、継続。委員会の意見、日米地位協定改定について、米軍への国内法の原則適用や、基地内および事故現場の実情を調査し、審査を継続したいため、以上です。

○議長（立山秀喜君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長の報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、陳情第4号、令和5年11月20日受理。日本政府に日米地位協定の抜本的改定を求める議会意見書の提出に関する陳情書については、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

ただいま、総務産業常任委員長から、閉会中の継続審査についてなど5件が提出されました。これから日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長ほかから、閉会中の継続審査についてなど5件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配布]

○議長（立山秀喜君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。

議会事務局長。

○議会議務局長（福山光明君） それでは、議案名を読み上げます。

追加日程第1 閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
陳情第4号（令和5年11月20日受理）日本政府に日米地位協定の
抜本的改定を求める意見書の提出に関する陳情書

追加日程第2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

以上であります。

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

追加日程第1 閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第1、閉会中の継続審査についてを議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり所
管事務に係る調査事項について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることになりました。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

追加日程第2 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第2、閉会中の継続調査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり所
管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程第3 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり所
管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませ
んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第4 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第4、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第5 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理については、その整理を議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第6回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午前10時31分